

《死亡届を提出された方へ》

死亡に伴って必要となる手続き等には次のようなものがあります。(詳しくはそれぞれの担当課・係へお問い合わせください。)

該当	欄	各種制度等	手続方法等【必要なもの】	担当課・係	窓口
	<input type="checkbox"/>	火葬料補助金	○火葬許可申請者に、火葬場を所有する市町の区域外使用料と区域内使用料との差額を支給します。 【火葬許可証及び領収書の原本、印鑑、申請者の振込先預金口座番号】	住民課 戸籍住民係 (823-9205)	役場 2階 ②
	<input type="checkbox"/>	マイナンバー (個人番号)	○未支給の保険給付を遺族の方が請求する場合などにおいて必要な場合があるため、大切に保管しておいてください。なお、全ての手続が終了した後は、通知カード又はマイナンバーカードをお返しくしてください。【通知カード又はマイナンバーカード】		
	<input type="checkbox"/>	住民基本台帳カード	○カードを作成されていた場合はお返しくしてください【住民基本台帳カード】		
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録	○印鑑登録されていた場合は、印鑑登録証をお返しくしてください。 【印鑑登録証】		
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険	○国民健康保険の加入者または、国民健康保険加入者のいる世帯の世帯主であった場合は、被保険者証をお返しくしてください。(注) 【国民健康被保険者証等、世帯主が死亡の場合加入者全員の国民健康被保険者証等】	住民課 国保年金係 (823-9206)	役場 2階 ③
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険葬祭費	○国民健康保険に加入されていた場合には、国民健康保険から30,000円を支給します。 《申請対象者》世帯主または葬祭を行う者 【火葬許可証または死亡診断書、国民健康保険被保険者証等、申請者の振込先預金口座番号】		
	<input type="checkbox"/>	国民年金未支給年金	○国民年金の受給者と生計関係があったご遺族が未支給の年金を請求できます。 (役場で手続きできるのは、20歳前障害による障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金を受給している方が死亡した場合です) 《請求対象者及び順位》①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦その他①～⑥以外の3親等以内の親族 【国民年金証書、住民票(受給者の除票及び請求者の住民票)、住民票上同一世帯でない方は、生計同一関係申立書、戸籍謄本または除籍謄本(死亡者と請求者のつながりがわかり、死亡事項の記載されているもの)、申請者の振込先預金通帳】		
	<input type="checkbox"/>	国民年金死亡一時金	○国民年金を3年以上納付された加入者と生計関係があったご遺族が死亡一時金を請求できます。 《請求対象者及び順位》 ①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹 【国民年金手帳、住民票(受給者の除票及び請求者の住民票)、死亡事項の記載されている戸籍謄本、申請者の振込先預金通帳】		
	<input type="checkbox"/>	介護保険	○介護保険被保険者証をお返しくしてください。(注) 【介護保険被保険者証】		
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険	○後期高齢者医療資格確認書等をお返しくしてください。(注) 【後期高齢者医療資格確認書等】	長寿保険課 長寿係 (823-9609)	役場 2階 ④
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険葬祭費	○後期高齢者医療に加入されていた場合には、後期高齢者医療保険から30,000円を支給します。《申請対象者》葬祭を行う者 【火葬許可証等の写し、申請者の振込先預金口座番号】		
	<input type="checkbox"/>	妊婦支援給付金	○死産の場合でも支給対象となります。妊娠していた胎児の人数×50,000円を支給します。《申請対象者》妊婦本人	こども課 (823-9227)	役場 2階 ⑥
	<input type="checkbox"/>	児童手当	○死亡された方が児童手当の受給者又は支給対象児童であった場合は、届出をしてください。 ○新たに配偶者等が受給者となる場合は、認定請求申請手続きをしてください。【マイナンバーのわかるもの、請求者の加入健康保険情報がわかるもの、請求者名義の普通預金口座のわかるもの】		
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当	○死亡された方が児童扶養手当の受給者又は支給対象児童であった場合は、届出をしてください。【児童扶養手当証書】		
	<input type="checkbox"/>	子育ておむつ支給	○死亡された方が、申請者又は支給対象乳児であった場合は、届出をしてください。		
	<input type="checkbox"/>	・保育施設(保育所、認定こども園など) ・放課後児童クラブ ・支給認定(教育・保育給付)	○死亡された方が保護者又は対象児童であった場合は、届出をしてください。		
	<input type="checkbox"/>	・乳幼児等医療 ・ひとり親家庭等医療 ・重度心身障害者医療 ・精神障害者医療	○死亡された方が各種福祉医療の受給者であった場合は、届出をしてください。【受給者証】		
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療(育成医療、更生医療、精神通院)受給者証	○受給者証をお返しくしてください。		

該当	欄	各種制度等	手続方法等	担当課・係	窓口
	<input type="checkbox"/>	原爆被爆者健康手帳等	○死亡された方が原爆被爆者手帳又は健康診断受診者証所持者の場合は手続きをしてください。 ・原爆被爆者健康手帳の所持者（葬祭を行なった方に葬祭費が支給されます。）【被爆者健康手帳、手当証書（手当受給者）、死亡診断書または死体検案書の写し、火葬許可証、申請者名義の普通預金口座番号】 ・健康保険受診者証の所持者【健康診断受診者証】	社会福祉課 (823-9207)	役場 2階 ⑦
	<input type="checkbox"/>	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	○死亡された方が手帳の所持者であった場合は、届出をしてください。【各種手帳】		
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービス	○サービス受給者証をお返しく下さい。		
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当等	○資格喪失手続きをしてください。 ※未払いの手当がある場合は、手当の振込先口座通帳が必要です。		
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当	○資格喪失手続きをしてください。【証書】		
	<input type="checkbox"/>	福祉タクシー券	○タクシー券をお返しく下さい。		
	<input type="checkbox"/>	町県民税・国民健康保険税・固定資産税（相続人の代表者指定）	○死亡された方が海田町内に土地・家屋を所有されている場合は、相続される方の代表者の届出をしてください。	税務課 固定資産税係 (823-9245)	役場 2階 ①
	<input type="checkbox"/>		○死亡された方が町税（住民税、国民健康保険税等）の納税義務者である場合は、相続される方の代表者の届出をしてください。		
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車の譲渡手続 (125cc以下のバイク)	○原動機付自転車を相続された方が、海田町を定置場として所有される場合は、名義変更の手続きをしてください。【車台番号が分かる書類（自賠責保険の書類等）・本人確認書類】	税務課 町民税係 (823-9204)	
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車の廃車手続 (125cc以下のバイク)	○原動機付自転車を廃棄される場合又は相続により海田町外を定置場として所有される場合は、廃車の手続きをしてください。【ナンバープレート、車台番号が分かる書類（自賠責保険の書類等）・本人確認書類】		
	<input type="checkbox"/>	軽自動車・軽二輪・小型二輪の名義変更 (126cc以上のバイク)	○自動車検査証（車検証）等の名義変更をお願いします。 ・軽二輪（126cc以上250cc以下のバイク）、小型二輪（251cc以上のバイク）：中国運輸局 広島運輸支局（電話 050-5540-2068） ・軽三輪、軽四輪：軽自動車検査協会 広島主管事務所（電話 050-3816-3080）※海田町では手続きができません。		
	<input type="checkbox"/>	飼い犬	○犬の所有者登録をされた方が死亡された場合は、犬の登録事項の変更届を提出してください。 ※「犬の鑑札」を紛失されている場合は、再交付の手続きをしてください。【再交付手数料として1,600円】	地域みらい課 (823-9219)	役場 3階
	<input type="checkbox"/>	浄化槽	○浄化槽管理者（所有者等）が死亡された場合は、管理者変更報告書を提出してください。		
	<input type="checkbox"/>	通話録音装置	○借りている方が死亡された場合は、利用廃止届出書を提出し、機器を返却してください。		
	<input type="checkbox"/>	町営住宅	○町営住宅にお住まいの方が死亡された場合は、異動届を提出してください。【マイナンバーカード】 ○世帯主が死亡されたときは、異動届と入居者承継承認申請の手続きをしてください。【マイナンバーカード】	まちデザイン課 (823-9634)	役場 3階
	<input type="checkbox"/>	農地の相続	○相続等により農地法の許可をうけることなく農地の権利を取得した方は、届出をしてください。【取得した農地の登記事項証明書】	まちデザイン課 (823-9634)	役場 3階
	<input type="checkbox"/>	森林の相続	○相続等により森林の権利を取得した方は、届出をしてください。【位置図、登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書類】	まちデザイン課 (823-9634)	役場 3階
	<input type="checkbox"/>	下水道	○下水道事業受益者負担金を納めている方（徴収猶予を受けられている方を含む）及び水洗便所設備資金貸付金を償還されている方が死亡された場合は変更の手続きをしてください。【印鑑】	上下水道課 業務係 (823-9214)	役場 3階
	<input type="checkbox"/>	水道	○水道の使用者名義の方が死亡された場合は、名義の変更手続きをしてください。（電話連絡可） ○死亡された方が福祉減免制度の対象者であった場合は、届出をしてください。（電話連絡可）		
	<input type="checkbox"/>	ごみ関係	○高齢者ごみ出し支援でごみ回収利用をされている方は、利用変更届出書（廃止の届出）を行ってください。	環境センター (823-4601)	

注）各保険税・保険料を年金から徴収されていた方は、各年金支給事務機関（年金事務所・共済組合等）に死亡の届けをしてください。
注）土地や建物の相続による所有権移転登記は、不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。詳しくは法務局へ問い合わせてください。（広島法務局 082-228-5201）